

# 社会福祉法人阿賀野福祉会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人阿賀野福祉会役員等の報酬等について必要な事項を定めるものである。

## (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、評議員選任・解任委員、評議員、理事、監事および苦情解決第三者委員をいう。

### (評議員選任・解任委員会の出席)

第3条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 実費弁済費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

### (評議員会の出席)

第4条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 実費弁済費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

### (理事会の出席)

第5条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 実費弁済費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

### (監事の出席)

第6条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (苦情解説第三者委員会の出席)

第7条 苦情解説第三者委員が苦情解説第三者委員会に出席したときは、別表1により報

酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 実費弁済費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

#### (理事の報酬)

第 8 条 理事が理事会に出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 3 理事長に別表 3 により理事長報酬を支払うことができる。但し、支払期間及び報酬額等については、評議員会で決定するものとする。

#### (監事の報酬)

第 9 条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

#### (適用除外)

第 10 条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

#### (改正)

第 11 条 本規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

#### 附則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 21 年 3 月 27 日から施行する。
- 3 この規定は、平成 24 年 3 月 27 日から施行する。
- 4 この規定は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
- 5 この規定は、平成 26 年 8 月 13 日から施行する。
- 6 この規定は、平成 29 年 3 月 7 日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員選任・解任委員会出席報酬	無 償	3,000円
評議員会出席報酬	無 儻	3,000円
理事会出席報酬	無 儻	3,000円
苦情解決第三者委員会出席報酬	無 儻	3,000円

別表 2

名 称	報 酬	実費弁済費
理事業務報酬	無 儻	3,000 円
監事監査指導報酬	無 儻	3,000 円

別表 3 H26 年度～

名 称	報 酉（月額）
理事長報酬	130,000 円